

登記行政サービスのアクセス向上等のための改善

新たな情報通信技術戦略(平成22年5月)

国民本位の電子行政の実現

「2020年までに国民が、自宅やオフィス等の行政窓口以外の場所において、国民生活に密接に関係する主要な申請手続や証明書入手を、必要に応じ、週7日24時間、ワンストップで行えるようにする。」

現状と問題点

[現状]

- ・ 証明書発行請求機によるサービスやオンライン登記申請サービスなどに対して、アクセス向上等の更なるサービス拡大を求めるニーズが多く寄せられている。

[問題点]

- ・ 証明書発行請求機によるサービスについて、窓口でのサービスと異なり、請求可能な証明書の種類に制限がある。
- ・ オンライン登記申請システムについて、ユーザビリティの向上等の観点からアプリケーションの変更への強い要望がある。
- ・ 成年後見登記システムによるサービスについて、サービスの拠点とその範囲が限定されている。
- ・ 動産及び債権譲渡登記システムによるサービスについて、東京法務局に限定されている。

対応策

- ・ 証明書発行請求機による請求可能な証明書の拡大
- ・ オンライン登記申請の検索機能等の利便性の向上
- ・ 成年後見／動産・債権譲渡登記証明サービスのアクセスポイントの拡大[検証・調査]

効果

経済取引活動の活性化及び安心・安全の向上

- ・ 更なる利便性の向上が図られる。
- ・ 国民の負担が軽減される。
- ・ 国民が安心して登記行政サービスにアクセスすることが可能となる。